

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	12011
実施事案名	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>指定居宅サービス等の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>介護保険法第42条第1項第2号、第70条第2項第1号（介護保険法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）</p>
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課	
事案番号	12012	
実施事案名	松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正（案）	
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>指定介護予防サービス等の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>	
策定根拠となる法令等	<p>介護保険法第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号（介護保険法第115条の11において読み替えて準用する介護保険法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項</p> <p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）</p>	
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について</p>	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課	
事案番号	12013	
実施事案名	松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）	
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>指定地域密着型サービスの基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>	
策定根拠となる法令等	<p>介護保険法第78条の2第1項及び第4項第1号（介護保険法第78条の12において読み替えて準用する介護保険法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項</p> <p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）</p>	
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について</p>	
★意見提出期間が30日未満となった理由		
実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）	

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	12014
実施事案名	松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	指定地域密着型介護予防サービスの基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。
策定根拠となる法令等	介護保険法第115条の12第2項第1号（介護保険法第115条の21において読み替えて準用する介護保険法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の14第1項及び第2項 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	12015
実施事案名	松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>指定介護老人福祉施設の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>介護保険法第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項</p> <p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課	
事案番号	12016	
実施事案名	松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）	
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>介護老人保健施設の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>	
策定根拠となる法令等	<p>介護保険法第97条第1項から第3項までの規定</p> <p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）</p>	
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について</p>	
★意見提出期間が30日未満となった理由		
実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）	

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
事案番号	12017
実施事案名	松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>指定介護療養型医療施設の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第1項及び第2項</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）</p>
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正(案)の概要について
★意見提出期間が30日未満となった理由	
実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
-------------	-------------

事案番号	12018
実施事案名	松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>指定居宅介護支援等の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>介護保険法第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（介護保険法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）並びに第81条第1項及び第2項</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
-------------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
事案番号	12019
実施事案名	松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	指定介護予防支援等の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。 現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。 この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。
策定根拠となる法令等	介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号（介護保険法第115条の31において読み替えて準用する介護保険法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）並びに第115条の24第1項及び第2項 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
-------------	-------------

事案番号	12020
実施事案名	松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	<p>介護医療院の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）により、厚生労働省令を基準として各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>介護保険法第111条第1項から第3項までの規定</p> <p>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）</p>
政策等の案の関係資料	松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
-------------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 高齢福祉課
------	-------------

事案番号	12021
実施事案名	松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>特別養護老人ホームの基準については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）により、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）に応じ、各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>老人福祉法第17条第1項</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 高齢福祉課
------	-------------

事案番号	12022
実施事案名	松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>養護老人ホームの基準については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）により、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）に応じ、各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>老人福祉法第17条第1項</p> <p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 高齢福祉課
------	-------------

事案番号	12023
実施事案名	松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>軽費老人ホームの基準については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）により、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に応じ、各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、厚生労働省で、当該省令の改正について検討されています（令和3年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正に伴い、令和3年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>社会福祉法第65条</p> <p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）の概要について</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年2月12日（金）
------------	--------------